

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年7月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300328 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400020 号

第 1 結論

- 1 請求期間①のうち、請求者のA事業所における平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 1 月から平成 30 年 8 月までの標準報酬月額については、平成 29 年 1 月から同年 8 月までは 28 万円から 30 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 26 万円から 30 万円、同年 12 月から平成 30 年 8 月までは 26 万円から 32 万円とする。

平成 29 年 1 月から平成 30 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 1 月から平成 30 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、請求者のA事業所における平成 28 年 11 月 17 日から平成 29 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 28 年 11 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、28 万円から 30 万円とする。

平成 28 年 11 月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額 (訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA事業所における平成 30 年 12 月 4 日の標準賞与額を 33 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 4 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 12 月 4 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年11月17日から平成30年9月1日まで
② 平成30年7月9日
③ 平成30年12月4日

請求期間①のうち、平成29年9月1日から平成30年9月1日までの期間に係る標準報酬月額について、事業主が、年金事務所に対し、誤って算定基礎届を提出していたため、事業主により当該期間に係る標準報酬月額を訂正する旨の届出が行われた(令和6年1月29日受付)。

しかし、当該訂正する旨の届出が、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であったため、訂正後の標準報酬月額が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、調査の上、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

また、請求期間①のうち、平成28年11月17日から平成29年9月1日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額に比べて低額で記録されている。当該期間に係る給料支払明細書(写)を提出するので、調査の上、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②及び③に支給された賞与について、事業主が、年金事務所に対し、誤った標準賞与額に基づく賞与支払届を提出していたため、事業主により請求期間②及び③の賞与に係る賞与支払届を訂正する旨の届出が行われた(令和6年1月29日受付)。

しかし、当該訂正する旨の届出が、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であったため、訂正後の標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成29年1月1日から平成30年9月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書(写)、事業主の回答、陳述及び日本年金機構の回答により、事業主から届出されるべき請求者の資格取得時の報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)のそれぞれに基づく標準報酬月額及び当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額をいずれも超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明

細書（写）により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額に基づき、平成 29 年 1 月から同年 11 月までは 30 万円、同年 12 月から平成 30 年 8 月までは 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 29 年 1 月から平成 30 年 8 月までの期間について、請求者に係る請求内容どおりの報酬月額に基づく健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出しておらず、また、請求者に係る請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者算定基礎届（訂正届）を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し（受付日：令和 6 年 1 月 29 日）、請求者に係る請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 29 年 1 月から平成 30 年 8 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2. 請求期間①のうち、平成 28 年 11 月 17 日から平成 29 年 1 月 1 日までの期間について、同年 11 月は、請求者から提出された給料支払明細書（写）では、事業主による厚生年金保険料の控除は確認できないが、日本年金機構は、当該支払明細書（写）及び事業主の回答、陳述により、事業主から届出されるべき請求者の厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額は 30 万円が妥当である旨回答している。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 28 年 11 月及び同年 12 月の標準報酬月額について、同年 11 月は、請求者から提出された給料支払明細書（写）及び日本年金機構の回答により判断できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（30 万円）について、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28 万円）を超えていることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。また、同年 12 月は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（28 万円）について、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（28 万円）と同額であることから厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないが、請求者から提出された給料支払明細書（写）及び日本年金機構の回答により判断できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（30 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28 万円）を超えていることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間③について、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書（写）により、請求者は、当該期間において、A事業所から33万円の賞与の支払を受け、当該賞与支払額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高い厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書（写）により確認できる賞与支払額から33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③に係る賞与について、請求者に係る請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、また、請求者に係る請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正届）を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し（受付日：令和6年1月29日）、請求者に係る請求内容どおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求期間②について、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書（写）及び事業主の回答により、請求者は、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準賞与額を超える標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、上記の賞与明細書（写）において、請求者の請求期間②の賞与支払額に見合う標準賞与額33万円は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準賞与額31万9,000円を上回るものの、事業主が源泉控除していたと認められる請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額31万8,000円は、オンライン記録により確認できる標準賞与額より低い額であることが確認できる上、事業主は当該期間の厚生年金保険料控除額について、賞与明細書（写）に記載されている厚生年金保険料のほかに控除していないと陳述していることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

このほか、請求期間②について、請求者の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間

②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400002 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400021 号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における平成18年9月1日から平成21年8月1日までの期間及び平成22年9月1日から平成25年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年9月から平成21年7月までの期間及び平成22年9月から平成25年7月までの期間の標準報酬月額については、平成18年9月から平成19年8月までは47万円から56万円、同年9月から平成20年8月までは50万円から59万円、同年9月から平成21年7月までは50万円から56万円、平成22年9月から平成24年8月までは47万円から56万円、同年9月から平成25年7月までは47万円から62万円とする。

平成18年9月から平成21年7月までの期間及び平成22年9月から平成25年7月までの期間の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間②及び③について、請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月31日は85万6,000円、平成20年12月31日は80万円に訂正することが必要である。

平成19年12月31日及び平成20年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月31日及び平成20年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

3 その他の請求期間(請求期間①のうち、平成21年8月1日から平成22年9月1日までの期間)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年9月1日から平成25年8月1日まで
② 平成19年12月
③ 平成20年12月

A社に勤務していた請求期間①の標準報酬月額が、前後の標準報酬月額に比べて低く記録されている。給与支給明細書を提出するので、請求期間①について、支給されていた報酬に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。また、請求期間②及び③については、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが標準賞与額の記録がない。賞与明細書を提出するので、請求期間②及び③に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低く記録されているとして、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を求めているところ、平成18年9月1日から平成21年8月1日までの期間及び平成22年9月1日から平成25年8月1日までの期間については、請求者から提出された給与支給明細書(写)により、事業主から届出されるべき請求者の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、上記の認定額がオンライン記録を上回る場合である。

請求期間①のうち、平成18年9月1日から平成21年5月1日までの期間、同年7月1日から平成25年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年8月1日までの期間について、請求者から提出された当該期間に係る給与支給明細書(写)(平成18年9月分から平成21年4月分までの期間、同年7月分から平成24年12月分までの期間及び平成25年2月分から同年7月分までの期間)によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成18年9月から平成19年8月までの期間、同年10月から平成20年8月までの期間、同年12月から平成21年4月までの期間、同年7月から平成24年12月までの期間及び平成25年2月から同年7月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額と一致し、平成19年9月及び平成20年9月から同年11月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額(50万円)より低い標準報酬月額(47万円)に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、請求期間①のうち、平成21年5月1日から同年7月1日までの期間及び平成25年1月1日から同年2月1日までの期間については、請求者から給与支給明細書の提出はないところ、前後の月の給与支給明細書(写)の厚生年金保険料控除額により、平成21年5月から同年6月までは50万円、平成25年1月は47万円のそれぞれに見合う厚生年金保険料が控除されていたことが推認できるが、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

したがって、請求期間①については、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

しかしながら、上述のとおり、請求期間①のうち、平成18年9月1日から平成21年8月1

日までの期間及び平成 22 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給与支給明細書（写）により、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

以上のことから、請求者の A 社における標準報酬月額の記録を、平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までの期間は 56 万円、同年 9 月から平成 20 年 8 月までの期間は 59 万円、同年 9 月から平成 21 年 7 月までの期間及び平成 22 年 9 月から平成 24 年 8 月までの期間は 56 万円、同年 9 月から平成 25 年 7 月までの期間は 62 万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間②及び③について、請求者から提出された賞与に係る給与支給明細書（写）（以下「賞与明細書」という。）により、請求者は、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間②及び③の賞与支払年月日については、上記の賞与明細書は年月のみで日付の記載がないところ、オンライン記録によると、A 社の事業主は既に亡くなっている上、同社の破産管財人は、給与計算、支払等の事務について、事業主が、従業員を介さずに常に単独で処理していたが、同社の資料は既に廃棄されているため、給与及び社会保険料の処理状況について不明である旨回答していることから、賞与支払月の月末とし、請求期間②は平成 19 年 12 月 31 日、請求期間③は平成 20 年 12 月 31 日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び③の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は 85 万 6,000 円、請求期間③は 80 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の事業主は既に亡くなっている上、同社の破産管財人は、平成 19 年 12 月 31 日及び平成 20 年 12 月 31 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、資料が廃棄されているため、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400006 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 2400007 号

第1 結論

昭和 60 年 1 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 1 月から昭和 62 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 12 月末に勤めていた事業所を退職し、昭和 60 年 1 月頃、A 市役所 B 分室で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、自身の口座から口座振替で納付していた。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 60 年 1 月頃、A 市役所 B 分室で国民年金の加入手続を行った旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者から提出された年金手帳 (写) に記載されている国民年金手帳記号番号 (*) の前後の番号が付与された被保険者の記録により、昭和 62 年 3 月ないし同年 4 月頃と推認されることから、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は請求期間の国民年金保険料について、自身の口座から口座振替で納付していた旨主張しているが、前述の推認される加入手続時期までは、請求者は国民年金に未加入であり、保険料の納付を行うことはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間において居住していた A 市は、請求者に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。